

裁 決 書

(審査請求人) 住 所

氏 名

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成18年7月30日付けで請求のあった渋川市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）に基づく申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

平成18年9月14日

群馬県知事 小寺 弘之



主 文

本件審査請求を容認し、平成18年6月30日付けで処分庁が行った生活保護申請却下処分を取り消す。

裁 決 の 理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して、平成18年6月30日付けで行った生活保護申請却下処分の取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

病気のため働くことができず、現に生活に困窮しており、処分庁の示す申請却下の理由に納得できないため、処分の取り消しを求める。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

審査請求書、弁明書及びこれらに添付された関係書類から、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成16年2月19日、現住所地で生活保護を受けていた母親と同居を始めたが、病気のため働くことができず生活困窮し、平成16年3月10日付けで処

分庁に対し保護の変更(世帯員の増加)を申請。同日付けで請求人に対する保護が開始された。

(2) 平成16年6月10日、請求人から処分庁に対し、住環境及び就労条件の改善等を理由に東京へ転居したい旨の申し出があったため、処分庁では転居先を管轄する福祉事務所に連絡を取った上で、不動産業者からの見積もりに基づき、平成16年7月5日付けで転居費用として202,500円を支出するとともに、同6日付けで請求人に係る保護を廃止、請求人に対して支払われた廃止日以降の保護費については転居に伴う当面の生活費に充てるものとして法第80条による返還免除とした。

(3) 請求人は、上記金額では転居費用には不足するとして、不足分を工面するため[REDACTED]の親戚宅を訪ねたが、借金を断られたことに腹を立て、器物損壊事件を起こしたために、起訴収監された。

(4) 平成18年1月に出所後、再び母親宅に戻り同居を始めるが、「身体が悪く働けない」として、平成18年6月7日付けで再度処分庁に対し保護申請を行った。

(5) 請求人からの保護申請を受けた処分庁では、以下の理由により申請却下を決定し、平成18年6月30日付けで、請求人あて通知した。

①自立意識の欠如

②前保護時における指導指示違反

③保護費詐取及び未返還

なお、本裁決時点において、請求人あて転居費用として支給された202,500円の返還はされていない。

2 判断

(1) 法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている(法第1条)。

また、法による保護は、生活に困窮するものが、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものである(法第4条第1項)。

(2) 申請時の「身体が悪く働けない」という請求人の申し立てに対し、処分庁では法第28条に基づく検診命令により稼働能力等の調査を行うべきところ、行われておらず、却下理由にある「自立意識の欠如」について十分な裏付けがあるとは認められない。

(3) 処分庁が却下理由として挙げた「前保護時における指導指示違反」について、前回保護受給時のケース記録には請求人に対しどのような指導指示を行ったのかについて具体的な記録がなく、仮に指導指示違反があったとしても、前回廃止からおおよそ2年を経過しており、そのことを以て本保護申請を却下する理由にはあたらない。

(4) 前回保護受給時に支給した転居費用については、請求人に返還義務が生ずることは当然であるとしても、未だ返還がないことをもって本生活保護受給要件を欠くとまでは言えない。

結果、処分庁においては、保護申請から申請却下処分までの間、請求人の保護受給要件を確認するために必要な調査がされておらず、却下処分を行うために十分な裏付けがあるとは言えず、再度申請時点での請求人の状況を調査した上で、保護の可否を決定する必要性が認められる。

以上のことから、保護申請を却下した本件処分は不当と判断し、請求人からの本件処分の取り消しを求める審査請求には理由があることから、行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第8条及び生活保護法第66条の規定により、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる処分をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）処分の取消しの訴えを、あるいは群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

上記裁決書の謄本は原本と相違ないことを証明する。

平成18年9月14日

群馬県知事 小寺 弘之